

認定NPO法人に関する共同研修 実施要領

(趣旨)

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、一定の要件を満たすものについてこれまで国税庁長官が認定を行っていたが、法改正により2012年4月1日より所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設された。NPO法人として事業展開の充実を図るため、認定NPO法人の認証を取得することにより社会的信頼性を高め経済的基盤を強化することを目指したいところである。ついては、近隣地域で活動するNPO法人で協力し合い、NPO法人の活動の拡充と安定に資するための研修を行うものである。

(目的)

第1条 研修目的は以下のとおりとする。

- (1) 認定NPO法人についての知識の修得

(対象者)

第2条 研修対象は次に挙げる者とする。

- (1) 香川県を中心とした近隣のNPO法人及び地域で活動する市民団体

(内容)

第3条 研修内容は次の内容とする。

- (1) 認定NPO法人についての基礎知識
- (2) 認定NPO法人取得のための財務関連業務について
- (3) 認定NPO法人取得後の財務関連業務について
- (4) その他認定NPO法人の運営に関すること

(研修指導者の要件)

第4条 以下のとおり研修指導者の要件を定める。

- (1) 認定NPO法人に関する財務に関する知識が豊かな専門家

(経費負担について)

第5条 必要経費は以下のとおりとする。

- (1) 講師派遣に関する経費は、参加する団体が共同で負担する。
- (2) 研修の運営に関する必要経費は、参加する団体が共同で負担する。

(その他)

第5条 実施についての具体的な事項は、以下に定める発起人が中心となり、参加団体共同で行うものとする。

発起人 NPO法人グリーンワークかがわ 理事長 杉山洋子
NPO法人マインドファースト 理事長 島津昌代
NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ 理事長 中添和代

附 則

この要領は、2012年12月28日から施行する。